

平成26年度自転車ルール・マナー検定実施結果

対象者		高校生		中学生			
正解率分析対象者数		1,675 人		2,872 人			
問題		正解者数 (人)	正解率 (%)	正解者数 (人)	正解率 (%)	0% 20% 40% 60% 80% 100% 120%	
問 1	自転車は原則、車道の左側を通行しなければならないが、路側帯（白色一本線）の中であれば車道の右側を通行できる。	×	1,246 74%	2,179 75.9%			
問 2	路側帯（白色一本線）の中を進行する場合、歩いている人の邪魔にならないようにしなければならない。	○	1,544 92%	2,673 93.1%			
問 3	ブレーキが壊れていたり、前ブレーキが無い自転車を運転している時、警察官から止まるように言われたが、遅刻しそうだったので止まらなかった。	×	1,632 97%	2,794 97.3%			
問 4	ブレーキが故障している自転車は、速度を出さなければ乗っても良い。	×	1,623 97%	2,752 95.8%			
問 5	止まっている自動車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、自動車のかげから歩行者が飛び出したりすることがあるので、速度を上げて、通る方が安全である。	×	1,508 90%	2,563 89.2%			
問 6	自転車歩道通行可の標識や表示がない歩道でも普通自転車の運転者が13歳未満の子供、70歳以上の人、身体障害者は通行することができる。	○	869 52%	1,737 60.5%			
問 7	交通量が多く、道路幅が狭い道路であり、自動車との接触の危険がある場合は、自転車は歩道を走ることができる。	○	1,345 80%	2,095 72.9%			
問 8	自転車歩道通行可の標識がある歩道を走るときは、歩行者に注意すれば、どの部分を通行してもよい。	×	1,015 61%	1,903 66.3%			
問 9	歩道で反対方向から自転車 came 時は、歩行者に注意して向かって左の方へよける。	○	1,375 82%	2,337 81.4%			
問 10	自転車歩道通行可の標識がある歩道を走っている時、前に歩行者がいたら、ベルを鳴らして避けてもらうと良い。	×	826 49%	1,734 60.4%			
問 11	普通自転車専用通行帯が設けられている車道では、普通自転車は、その専用通行帯を通行しなければならない。	○	1,513 90%	2,592 90.3%			
問 12	歩道を通行できる場合でも、歩行者の安全をそこなうおそれがある時は、徐行して走らなければならない。	×	185 11%	423 14.7%			
問 13	自転車で横断歩道を進行する場合、横断歩行者の邪魔になるおそれがある時は、十分スピードを落とし、ゆっくり、ぶつからないように運転するのがよい。	×	410 24%	838 29.2%			
問 14	自転車で歩道を走っていると、車用の信号機だけがある十字路に来ました。この交差点を横断する場合、車が来なければ車用の信号機は守らなくてもよい。	×	1,503 90%	2,546 88.6%			
問 15	信号がある交差点で、警察官が手信号で交通整理をしていた場合は、信号機ではなく、警察官の手信号に従う。	○	1,537 92%	2,633 91.7%			
問 16	止まれる標識がある交差点は、自動車は止まらなければならないし、自転車はスピードを落として注意（徐行）して通行しなければならない。	×	705 42%	1,153 40.1%			
問 17	自転車で事故を起こした時は、車と同じように、けが人の手当や、道路における危険を防止して、交通事故の状況などを警察官に報告しなければならない。	○	1,561 93%	2,647 92.2%			
問 18	平成25年中、石川県内の自転車の事故で人身事故（ケガのある事故）件数の半数以上は自転車側にも交通違反のある事故である。	○	1,435 86%	2,413 84.0%			
問 19	平成25年中、石川県内の自転車の事故で一番多い事故の形態は「出会い頭」である。	○	1,362 81%	2,186 76.1%			
問 20	自転車に乗る時は、自動車の運転者や歩行者等から見やすいようにできるだけ明るい目立つ色の衣服を着用したり、反射材を使用するほうがよい。	○	1,494 89%	2,517 87.6%			